



# ルーチェ通信

~ luce letter ~

令和3年 新年号



◆明けましておめでとうございます。本年もどうぞよろしくお願ひ申し上げます。◆

今年は何んぞ弁護士登録20年目、事務所開設16年目となります。今年も新たな年を迎えることができたのも、皆様に支えていただいたおかげと存じます。

さて、昨年は新型コロナウイルスに振り回されたといつてよい1年でした。年末に発表される今年の漢字1文字は「密」とされ、コロナ対策としての「三密」(密閉、密集、密接をしない)を表したものだと思われまふ。また、昨年の流行語大賞はまさに「三密」となつたことからも、昨年、いかにコロナ禍が我が国に与えた影響が大きかつたか物語っています。この冬は第三波ともいえる状況になりつつあり、改めて外出、移動の自粛が要請され、経済対策として実施された go to キャンペーンはコロナ再拡大の一因ではないかとの指摘を受けて見直しを迫られています。このコロナ禍により我が国の経済が受けたダメージは甚大であり、これを回復することができるのであろうか、という不安にかられます。しかしながら、感染症の歴史は古く、何度も感染症に見舞われることがあつてもそれを乗り越えてきたのも事実です。医療崩壊を防ぎ、一日も早いコロナ禍からの脱出を図るには一人一人の謙抑的な行動をとることができるかにかかわるものと思ひます。

今もコロナに感染した方々を診ておられる医療従事者の方々の献身的なご尽力に感謝を申しあげつつ、現代の英知を集めて一日も早くコロナを気にせず働くことはもちろん、レジャーなどの活動もできるようにすることを願わずにはいられません。

初めて行ったのはほんの数年前という沖縄の美しい海に魅了され、早く訪れたいという気持ちを込めて、冒頭に美ら海の写真を掲載いたしました。

今回はビジネス上で重要な意義を有する個人情報保護法の概要と2020年の改正内容並びに相続・遺言を考える上で重要な意義を有する裁判例をいくつかご紹介をさせていただきます。

## 個人情報保護法の概要と2020年改正について

### 1 「個人情報保護法」とは

個人情報保護法とは個人の権利・利益の保護と個人情報の有用性(社会生活やビジネス等への活用)とのバランスを図

るための法律で、民間事業者の個人情報の取扱いについて規定しています。従来は、取り扱う個人情報の数が5,000人分以下の事業者には適用されていませんでしたが、平成29年5月30日からは、すべての事業者に適用されています。

### 2 「個人情報」とは

個人情報とは、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別することができるもので例えば「氏名」、「生年月日と氏名の組合せ」、「顔写真」等がこれに該当します。また、政令、規則で個別に指定されている以下①②のいずれかに該当するものが「個人識別符号」とされており、個人情報に該当します。

- ① 身体の一部の特徴を電子計算機のために変換した符号(DNA、顔認証データ、虹彩、声紋、歩行の態様、手指の静脈、指紋・掌紋など)
  - ② サービス利用や書類において対象者ごとに割り振られる符号あるいは公的な番号(旅券番号、基礎年金番号、免許証番号、住民票コード、マイナンバーなど)
- また、顧客情報だけでなく、従業員情報や取引先の名刺といったものも個人情報です。

### 3 事業者が守るべき4つのルール

個人情報保護法では、図1のとおり、事業者が守るべきルールが4つの場面に分けて決められています。

## 3 事業者が守るべき4つのルール

<p><b>① 取得・利用</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 利用目的を特定して、その範囲内で利用する。</li> <li>● 利用目的を通知又は公表する。</li> </ul> <p style="text-align: center; background-color: #90EE90; padding: 2px;">勝手に使わない!</p>	<p><b>② 保管</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 漏えい等が生じないよう、安全に管理する。</li> <li>● 従業員・委託先にも安全管理を徹底する。(持ち運び場合も要注意)</li> </ul> <p style="text-align: center; background-color: #90EE90; padding: 2px;">なくさない! 漏らさない!</p>
<p><b>③ 提供</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 第三者に提供する場合、あらかじめ本人から同意を得る。</li> <li>● 第三者に提供した場合、第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。</li> </ul> <p style="text-align: center; background-color: #90EE90; padding: 2px;">勝手に人に渡さない!</p>	<p><b>④ 開示請求等への対応</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>● 本人から開示等の請求があつた場合はこれに対応する。</li> <li>● 苦情等に適切・迅速に対応する。</li> </ul> <p style="text-align: center; background-color: #90EE90; padding: 2px;">お問合せに対応!</p>

(※) ①～④は個人情報をデータベース化(特定の個人を検索できるようにまとめたもの)した場合にかかるルールです。なお、これらの個人情報データベース等を構成する個人情報を、「個人データ」といいます。

#### 4 要配慮個人情報について

「要配慮個人情報」とは、不当な差別、偏見その他の不利益が生じないように取扱いに配慮を要する情報として、法律・政令に定められた情報で、例えば人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により害を被った事実、身体障害等の障害があることなどです。この「要配慮個人情報」の「取得」に当たってはあらかじめ本人の同意が必要です。なお、法令で定められた場合(例:労働安全衛生法に基づき健康診断を実施し、これにより従業員の身体状況、病状、治療等の情報を健康診断実施機関から取得する場合)には同意は不要です。また、本人から直接書面や口頭で取得する場合は、同意があったものとみなされるため、あらためて同意をとる必要はありません。

#### 5 「匿名加工情報」について

情報に大きな経済的価値が認められ、その利活用が経済界では期待されています。いわゆるビッグデータの活用のために、個人情報保護とのバランスを図りつつ、「匿名加工情報」という概念が個人情報保護法で設けられています。すなわち、「匿名加工情報」とは、特定の個人を識別できないように個人情報を加工し、その個人情報を復元できないようにした情報で、利用目的や第三者提供の制限なく、一定の取扱いルールの下、情報の自由な流通・利活用を促すものとなっております。

#### 6 中小企業「これだけは！」

##### 10のチェックリスト

分類	No	チェック項目	ポイント
取得・利用	1 <input type="checkbox"/>	取り扱っている個人情報について、利用目的を決めていますか？	目的は具体的に。 ○「新商品のご案内のため」 ×「当社の事業のため」
	2 <input type="checkbox"/>	その利用目的は、本人に通知するか公表していますか？	取得の状況からみて利用目的が明らかなら、通知・公表は不要。
保管	3 <input type="checkbox"/>	(組織的安全管理措置) 個人情報の取扱いのルールや責任者を決めていますか？	個人情報の保管場所や漏えい発生時の社内の報告先は決まっていますか？
	4 <input type="checkbox"/>	(人的安全管理措置・従業員監督) 個人情報の取扱いについて従業員に教育を行っていますか？	個人情報の保管場所等のルールは周知できていますか？
	5 <input type="checkbox"/>	(物理的安全管理措置) 個人情報が含まれる書類や電子媒体について、誰でも見られる場所・盗まれやすい場所に放置していませんか？	不要になった情報は適切に廃棄・削除することも大切。
	6 <input type="checkbox"/>	(技術的安全管理措置) パソコン等で個人情報を取り扱う場合、セキュリティ対策ソフトウェア等をインストールして最新の状態にしていますか？	ログイン時にパスワードを要求したり、ファイルにパスワードをかけることも大切。
	7 <input type="checkbox"/>	個人情報の取扱いを委託する場合、契約を締結する等、委託先に適切な管理を求めていますか？	委託先にも安全管理を徹底してもらうということ。
提供	8 <input type="checkbox"/>	本人以外に個人情報を提供する場合、本人に同意をとっていますか？	法令に基づく場合(警察や裁判所からの照会等)や、委託に伴う提供には同意不要。
	9 <input type="checkbox"/>	本人以外に個人情報を提供したり、本人以外から個人情報を受け取る際、相手方や提供年月日等について記録を残していますか？	法令に基づく場合(警察や裁判所からの照会等)や、委託に伴う提供には記録不要。
開示請求等	10 <input type="checkbox"/>	本人から自分の個人情報を見せてほしいと言われたり、訂正してほしいと言われた際には、対応していますか？	開示等の請求に対応する人は決まっていますか？

※このチェックリストは、主に中小企業を対象に、個人情報保護法を遵守できているかどうかを確認する際の参考に作成したものです。個人情報保護法のルールの詳細は、本シンプルレッスンの関連ページや、個人情報保護委員会のガイドラインを参照してください。

「はじめての個人情報保護法～シンプルレッスン」 個人情報保護委員会 平成29年6月より引用

#### 7 2020年改正について

##### (1)改正の経緯

平成27年改正個人情報保護法に設けられた「いわゆる3年ごと見直し」に関する規定(附則第12条)に基づき、個人情報保護委員会において、関係団体・有識者からのヒアリング等を行い、実態把握や論点整理等が実施されました。

自身の個人情報に対する意識の高まり、技術革新を踏まえた保護と利活用のバランス、越境データの流通増大に伴う新たなリスクへの対応等の観点から、個人情報保護法の改正を行い、以下の措置を講ずることとなりました。

##### (2)改正の概要

###### ①個人の権利の在り方

ア 利用停止・消去等の個人の請求権について、不正取得等の一部の法違反の場合に加えて、個人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合にも要件を緩和しています。また、保有個人データの開示方法について、従来は原則として書面の交付による方法とされていたが、改正法により電磁的記録の提供を含め、本人が指示できるようにします。

イ 個人データの授受に関する第三者提供記録について、本人が開示請求できるようになりました。

ウ 6ヶ月以内に消去する短期保存データについて、保有個人データに含めることとし、開示、利用停止等の対象となります。

エ オプトアウト規定(本人の求めがあれば事後的に停止することを前提に、提供する個人データの項目等を公表等した上で、本人の同意なく第三者に個人データを提供できる制度)により第三者に提供できる個人データの範囲を限定し、i 不正取得された個人データ、ii オプトアウト規定により提供された個人データについても対象外とします。

###### ②事業者の守るべき責務の在り方

ア 漏えい等が発生し、個人の権利利益を害するおそれがある場合(一定数以上の個人データの漏えい、一定の類型に該当する場合に限定しています。)に、委員会への報告及び本人への通知を義務化します。

イ 違法又は不当な行為を助長する等の不適正な方法により個人情報を利用してはならない旨を明確化します。

###### ③ データ利活用に関する施策の在り方

ア イノベーションを促進する観点から、氏名等を削除した「仮名加工情報」を創設し、内部分析に限定する等を条件に、開示・利用停止請求への対応等の義務を緩和します。

イ 提供元では個人データに該当しないものの、提供先において個人データとなることが想定される情報の第三者提供について、本人同意が得られていること等の確認を義務付けます。

④2020年12月からは法人に科される罰金刑の最高額が引き上げられます。

##### 改正前後の法定刑の比較

		懲役刑		前金刑	
		改正前	改正後	改正前	改正後
個人情報委員会からの命令への違反	行為者	6月以下	1年以下	30万円以下	100万円以下
	法人等	-	-	30万円以下	1億円以下
個人情報データベース等の不正提供等	行為者	1年以下	1年以下	50万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	50万円以下	1億円以下
個人情報保護委員会への虚偽報告等	行為者	-	-	30万円以下	50万円以下
	法人等	-	-	30万円以下	50万円以下

個人情報保護委員会Webサイト「令和2年改正個人情報保護法について」より引用



## 相続・遺言における裁判例のご紹介について

### 1 相続・遺言における裁判例の意義

相続・遺言はもちろん「民法第5編相続」に定められた条文に従い規律されていますが、条文の適用だけでは解決できず、条文の文言の解釈あるいは明確な条文がない事項については、裁判所による判断たる裁判例によって解釈すべきものが多々あります。字数の関係がありますので、数は限られますが、特にご留意いただきたいというものについてご紹介をしたいと思います。

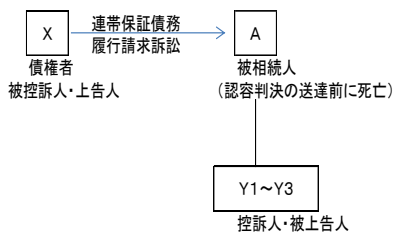
### 2 相続・遺言における裁判例のご紹介

#### 【裁判例1】

**相続放棄における熟慮期間の起算点**(最判昭59・4・27判時1116・29)

★POINT…相続人において相続開始の原因となる事実及び自己が法律上相続人となった事実を知った時から3か月以内に限定承認・相続放棄をしなかったことが、被相続人に相続財産が全く存在しないと信じたためであり、かつ、信じたことにつき相当な理由がある場合、熟慮期間は、相続人が相続財産の全部若しくは一部の存在を認識した時または通常これを認識し得べかりし時から起算します。

※事案の概要



《事実経過》

XはAに対し、貸金の連帯保証債務の履行を求める訴訟を提起し、全部認容判決が言い渡されました。Aは判決正本送達前に死亡したため、訴訟手続が中断し、Yら(Aの子)により受継後、同人らに判決正本が送達されました。Yらは、Aの死亡直後に死亡の事実を知りましたが、Aとは長期間交渉が途絶えており、判決正本を受領して初めて連帯保証債務の存在を知りました。Yらは判決正本の送達を受け、直ちに家庭裁判所に相続放棄の申述を行うとともに控訴しました。

《裁判経過》

【第一審】(大阪地判昭55・2・22民集38・6・707)

→請求認容。判決正本送達前にAが死亡し、受継したYらが相続放棄の申述をし控訴しました。

【控訴審】(大阪高判昭56・10・22判時1042. 104)

→原判決取消し、請求棄却。民法915条1項の「自己のために相続の開始があったことを知ったとき」とは、相続人が相続開始の原因となる事実を知り自己が法律上相続人となることを覚知したときだけでなく、相続すべき積極または消極財産の全部または一部の存在を認識したときであるとして、Yらの相続放棄を熟慮期間内になされたものと判断しました。

《裁判所の判断》

(1) 最高裁はまず、民法915条1項本文が3ヶ月の熟慮期間を許与しているのは、相続人が相続開始の原因たる事実及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知った場合には、通常、上記各事実を知った時から3ヶ月以内に、調査すること等によって、相続財産(相続すべき積極及び

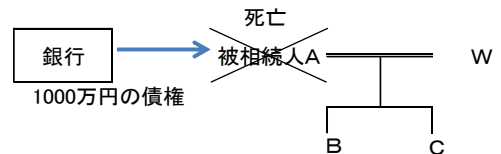
消極の財産)の有無、その状況等を認識しまたは認識することができ、従って単純承認もしくは限定承認または放棄のいずれかを選択すべき前提条件が具備されるとの考えに基づいているとして、熟慮期間は原則として、相続人が相続開始の原因たる事実及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知った時から起算すべきものであると判示しました。

(2) そしてその上で、相続人が、相続開始の原因たる事実及びこれにより自己が法律上相続人となった事実を知った時から3ヶ月以内に限定承認または相続放棄をしなかったことが、被相続人に相続財産が全く存在と信じたためであり、かつ、被相続人の生活歴、被相続人と相続人との間の交際状態その他諸般の状況からみて当該相続人に対し相続財産の有無の調査を期待することが著しく困難な事情があって、相続人においてそのように信ずるについて相当な理由があると認められるときには、相続人が上記の各事実を知った時から熟慮期間起算すべきであるとするのは相当でないとして、熟慮期間は相続人が相続財産の全部または一部の存在を認識した時または通常これを認識し得べき時から起算すべきです(ただし、反対意見があります)。

#### 【裁判例2】

##### 遺産債務の分担

被相続人Aが死亡し、相続人は妻Wと子B・Cです。被相続人Aには銀行から1,000万円の借入金債務があった。債務の帰属はどうなるでしょうか。



【解説】金銭債務(相続開始前の債務)は、相続により当然に各相続人に法定相続分で承継されるため、遺産分割の対象とはなりません。従って、1000万円の債務は、相続開始と同時に、Wが500万円(1/2)、B・Cが各自250万円(1/2×1/2)を分割承継します。

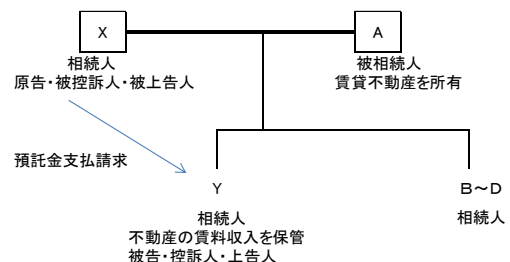
【裁判例】最二小判昭和34年6月19日(民集13巻6号757頁)「債務者が死亡し、相続人が数人ある場合に、被相続人の金銭債務その他の可分債務は法律上当然分割され、各共同相続人がその相続分に応じてこれを承継するものと解すべきである。」

#### 【裁判例3】

**相続開始後に遺産たる不動産から生じた賃料債権の帰属**(最判平17・9・8判時1913・62)

★POINT…相続開始から遺産分割までの間に、遺産から生じた果実(賃料債権等)は当該遺産とは別個の財産であり、各共同相続人がその相続分に応じて分割単独債権として確定的に取得し、後になされた遺産分割によって影響されません。

《事案の概要》



《事実経過》

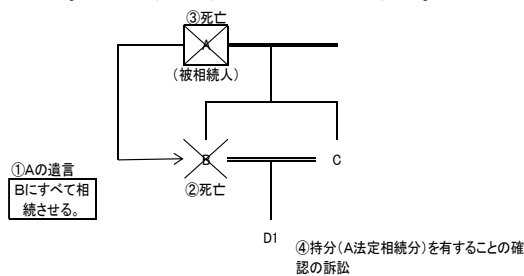
Aは生前、複数の賃貸不動産を所有し賃料収入を得ていました。A死亡後、相続人らは遺産分割完了時に精算することを前提に、当該資料収入の管理のため、新たに銀行口座を開設しました。その後、遺産分割審判手続において、各相続人がそれぞれ不動産を取得する内容の決定(以下「本件決定」といいます。)が確定しました。しかし、相続人間で、遺産分割完了時までの不動産の賃料収入の分配方法をめぐり争いが生じたため各相続人が取得することに争いのない部分の分配を先行し、残る金員については、上記口座を解約してYが預かり(以下「本件預託金」といいます。)、協議が整わない場合は訴訟により最終帰属先を確定することとしました。その後、相続人間の協議は整わず、XはYに対し、本件預託金の支払いを求めて訴訟提起しました。

【裁判例4】

相続させる旨の遺言と代襲相続

被相続人Aは、平成5年×月×日、Aの所有に係る財産全部をBに相続させる旨を記載した条項及び遺言執行者の指定に係る条項2か条からなる公正証書遺言をしました。上記遺言は、Aの遺産全部をBに単独で相続させる旨の遺産分割の方法を指定するもので、当該遺産がAの死亡の時に直ちに相続によりBに承継される効力を有するものでした。

Bは平成18年6月×日に死亡し、その後Aが同年9月×日に死亡しました。Aは、その死亡時において、不動産につき持分を有していました。被相続人Aの子であるCは、遺産全部をAのもう一人の子であるBに相続させる旨のAの遺言は、BがAより先に死亡したことにより効力を生ぜず、CがAの遺産につき法定相続分に相当する持分を取得したと主張してBの子であるD1らに対し、Aが持分を有していた不動産につきCが上記法定相続分に相当する持分等を有することの確認を求めました。これに対しD1らは前記遺言においてAの遺産を相続させるとされたBがAより先に死亡した場合であっても、Bの代襲者であるD1らが本件遺言に基づきAの遺産を代襲相続することとなり、本件遺言は効力を失うものではない旨主張しました。どのように考えるべきでしょうか。



《解説》

裁判例は「BはAの死亡以前に死亡したものであり、……遺言書にはAの遺産全部をBに相続させる旨を記載した条項及び遺言執行者の指定に係る条項のわずか2ヶ条しかなく、BがAの死亡以前に死亡した場合にBが承継すべきであった遺産をB以外の者に承継させる意思を推知させる

条項はない上、本件遺言書作成当時、Aが上記の場合に遺産を承継する者についての考慮をしていなかった……から、上記特段の事情があるとは言えず、本件遺言はその効力を生ずることはないというべきです。」としてCの主張を認めました。

《コメント》

遺言者の死亡以前に受益の相続人が死亡したときは、その代襲相続人に相続させる旨の補充の遺言、あるいは受益相続人の死亡後、その代襲相続人に相続させる旨の新たな遺言がなされれば、代襲相続人の遺言による相続を肯定することができることに留意すべきです。

Bが先に死亡した場合にD1らに財産を承継したい場合には、Aはその旨の一行を遺言に加えれば意思を実現できることとなります。

【裁判例5】

他人の添え手による補助を受けた自筆証書遺言の効力

85歳のAは脳動脈硬化症の後遺症のため手がひどく震えるようになり、手の震えと視力減退のため、字がひどくねじれたり、震えたり、次の字と重なったりする状況にありました。

このような状況のもと、Aは遺言書を作成しようとしたが、手が震えて字が書けないため、妻Wに後ろから自分の手を握らせて、手を動かし、証書を作成しました。遺言書には、書き写した字、歪んだ字等が一部見られるが、一部には草書風の達筆な字もみられ、便箋4枚に概ね整った字で本文が22行に渡って整然とかかかれていました。遺言の内容はWに都合の良いものになっています。本件遺言書は有効でしょうか。

【解説】

Aの筆記能力を考慮すると、WがAの手の震えを止めるため背後からAの手の甲の上から握って支えをただけでは、到底本件遺言書のような字を書くことはできません。

Aも手を動かしたにせよ、Wが積極的にAの手を誘導し、Wの整然と字を書こうとする意思に基づき本件遺言書が作成されたものであり、本件遺言書は「自筆」の要件を欠き無効です。

【裁判例】最一小判昭和62年10月8日「病気その他の理由により運筆について他人の添え手による補助を受けてされた自筆証書遺言は、①遺言者が証書作成時に自書能力を有し、②他人の添え手が、単に始筆若しくは改行にあたり若しくは字の間配りや行間を整えるため遺言者の手を用紙の正しい位置に導くにとどまるか、又は遺言者の手の動きが遺言者の望みにまかされており、遺言者が添え手をした他人から単に筆記を容易にするための支えを借りただけであり、かつ、③添え手が右のような態様のものにとどまること、すなわち添え手をした他人の意思が介入した形跡のないことが、筆跡のうえで判断できる場合には、「自書」の要件を充たすものとして、有効であると解するのが相当です。

